

町道鍋田川線桜並木等害虫防除業務 仕様書

第1章 総 則

(適用)

第1条 本仕様書は、木曾岬町（以下「発注者」という。）が計画及び委託する町道鍋田川線桜並木等害虫防除業務（以下、「本業務」という）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、発注者の貴重な観光資源である町道鍋田川線沿線をはじめ町が管理する土地に植栽された桜（以下、「町内桜」という）（合計965本）について、クビアカツヤカミキリが発見され、一部では枯損の被害が発生していることから、全木の調査を行い前年に行った防除効果などの現状把握を行うと同時にクビアカツヤカミキリの防除を実施し、町内桜を保全することを目的とする。

(法令等)

第3条 本業務は、この仕様書によるほか、関係法令等及び木曾岬町契約事務規則及び諸規則に基づき、発注者の指定する職員（以下「監督員」という。）の指示に従い実施しなければならない。

(業務計画の承認)

第4条 受託者は、業務着手前に業務計画書、着手届、工程表、主任技術者届及び現場代理人届を作成し、発注者に提出しなければならない。

(疑義)

第5条 受託者は、業務実施にあたり、設計図書及び本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、速やかに監督員に報告し協議を行い決定し、業務を遂行するものとする。

(協議)

第6条 受託者は業務期間中における発注者及び関係機関との協議を密に行うとともに、詳細な点については、更に緊密な連絡を保ち作業を行うものとする。なお、受託者は発注者が必要と認めたときは、打合せ記録を作成し報告しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 本業務で知り得た秘密や成果等を、他に漏らしたり、使用してはならない。また個人情報の取扱いについては、「木曾岬町個人情報保護条例」の規定によるものとする。

(検査)

第8条 受託者は業務完了後、速やかに検査を受けなければならない。なお、監督員は、業務を完了する前においてもその実施状況について随時検査を行うことができるものとする。

(資料の貸与)

第9条 本業務に必要な次の資料は発注者が貸与する。その際、受託者は借用書を提出するものとし、業務完了後は速やかに返納しなければならない。

- (1) 令和7年度町道鍋田川線桜並木等害虫防除業務 報告書

(業務完了)

第10条 本業務は、第3章に定める成果品に文章を添えて提出し、検査に合格した時をもって完了とする。完了した際は、速やかに業務完了報告書を監督員に提出すること。

(履行期間)

第11条 本作業の履行期限は契約日から令和9年2月26日までとする。

(安全管理)

第12条

- (1) 作業の施行にあたっては、安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。また、交通や堤防往来者等に危険のないように十分注意して行うこと。
- (2) 作業の施行にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して施行すること。万一損傷した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、応急処置をとり、受託者の負担で原形に復旧する。
- (3) 作業道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、速やかに搬出する。風等で堤防道路や近隣に散乱しないように注意すること。

第2章 業務内容

(業務概要)

第13条 本業務は、町内桜（合計965本）について、巡視（追跡調査・薬剤噴霧含）、樹幹注入（200本）、樹幹散布（848本）、毎木調査業務を行うものとする。

(業務工程)

第14条 業務の実施方法は以下のとおりとする。

- (1) 工程関係

- ・作業の実施時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとすること。その他の時間の実施については、発注者に申し出て承認を得ること。
- ・休日（土曜、日曜及び祝祭日）の作業は認めないが、やむを得ない理由があるときは、発注者に申し出て、事前に承認を得ること。

（計画準備）

第15条 受注者は、作業着手前に作業の方法、使用する機器、要員及び日程等について、本業務の目的を満たすよう作業計画を立案し、これを発注者に提出しなければならない。作業計画を変更しようとするときも同様とする。

（毎木調査）

第16条 毎木調査とは、前年に更新した毎木調査台帳を更新するとともに町内桜の指定されたエリアにおいて、個体の状況を把握し防除業務や剪定伐採業務などの維持管理業務に活用するため、次の作業を樹木医により行い個体毎のカルテを作成するものとする。

- (1) エリア内の全木を対象として、個体を識別するためのナンバーテープを確認する。もし欠損していた場合は、元の番号をもって補修する。
- (2) 前年の毎木調査台帳から追記・更新を行う。
- (3) 指定されたエリアの木（最低100本）について、個体毎に樹高、胸高周径などの基礎データを計測するとともに、健全度の評価（樹勢、樹形、腐朽の有無、枯枝の有無、病害虫の有無など）及び問題点の評価（剪定や伐採が必要な危険木の判定、傾き、損傷の部位や程度、クビアカツヤカミキリのフラスの有無他）を行う。また、これらの評価に基づき処置方法を区分し所見などについて個体毎のカルテを作成し報告する。
- (4) すでに作成されたカルテに対応する木については、樹勢に応じて経緯を追記し、情報の更新を行い、報告すること。

（巡視（追跡調査））

第17条 巡視とは、クビアカツヤカミキリによるフラスの排出の有無やクビアカツヤカミキリ成虫の有無を把握するため、次の作業を行うものとする。

- (1) 全木を対象としてクビアカツヤカミキリによるフラス排出の有無を調査し、フラス排出が確認された場合、樹幹上のフラスを取り除いたうえ、フラス排出がみられた食入孔の存在する位置に印を付けるとともに、各調査日において個体毎にフラス排出がみられた食入孔の数を記録する。また、フラス排出がみられた食入孔には後述の薬剤噴霧を行う。
- (2) 全木を対象として樹幹上およびその周辺においてクビアカツヤカミキリ成虫を探索し、成虫が発見された場合、その発見位置、頭数および日付を第15条で作成した位置図に記録するとともに、発見した成虫をその場で捕殺するものとする。
- (3) 巡視は、5月下旬から10月下旬までに、定期的に5回行うものとする。

- (4) 調査時にはナンバーテープの確認を行い、欠損時には補修する。
- (5) 第16条の毎木調査で作成した毎木調査台帳を巡視の結果に更新する。
- (6) 次の第18条の薬剤噴霧についても巡視と併せて行うこととする。

(薬剤噴霧)

第18条 薬剤噴霧とは、第17条の巡視（追跡調査）でクビアカツヤカミキリによるフラス排出が確認された木について、クビアカツヤカミキリの幼虫を駆除するため、食入孔に次により薬剤の噴霧を行うものとする。ただし、樹幹注入を実施した木については、樹幹注入処理後1週間以上経過したものを薬剤噴霧の対象とする。

- (1) 薬剤は、ロビンフッド（フェンプロパトリン 0.02%エアゾル）を使用する。
なお、使用するロビンフッドは発注者より支給する。また、使用に際しては薬剤説明書に記載された使用方法を遵守すること。
- (2) フラス排出量が一定量以上または、物理的に薬剤噴霧が不可の場合は、監督員と相談のうえ、樹幹注入を行うこととする。

(樹幹散布)

第19条 樹幹散布とは、第17条の巡視（追跡調査）でクビアカツヤカミキリによるフラス排出が確認された木について、樹幹表皮に薬剤を散布することで後食予防効果がみこめるため、監督員と相談のうえ次により薬剤の散布を行うものとする。

- (1) 薬剤は、マツグリーン液剤2（アセタミプリド 2.0%）を使用する。使用に際しては薬剤説明書に記載された使用方法を遵守すること。
- (2) クビアカツヤカミキリによるフラスや枝の分岐箇所の葉や木くずなどのゴミが堆積している場合は取り除いてから散布すること。
- (3) 雑草などが繁茂していると薬剤の散布ムラとなりやすいため、下草を刈りこんでおくこと。

(樹幹注入)

第20条 樹幹注入とは、クビアカツヤカミキリの孵化直後の幼虫や既に樹内に穿孔している幼虫を駆除するため、樹幹に電動ドリル等により注入孔を開けて薬剤を注入する作業を次により行うものとする。

- (1) 薬剤はウッドスター（ジノテフラン 8%液剤）を使用し、樹勢によってはリバイブ（1.9% エマメクチン安息香酸塩）を使用します。なお、使用に際しては適量（薬剤説明書に記載された注入部樹木の樹幹部の胸高直径に応じた使用量）の薬剤を注入孔に注入すること。
- (2) クビアカツヤカミキリによる被害に応じて薬剤の使い分けを行うこととし、一定量のフラスが確認された木に対しては、監督員と相談の上、リバイブを使用することとする。フラスが出ているが被害が軽微である木に対してはウッドスターを使用すること。
- (3) 穴径はφ5mm～φ6mm程度とし、斜め下方に約45度傾け、深さ6cm～7cm程度削孔することとし、注入後の孔は、雨水を防ぐためカットパスターを使用し、

直ちに注入孔を塞ぐこと。

- (4) 前年の防除で、クビアカツヤカミキリの幼虫によるフラスが確認された木に加え、第15条の巡視（追跡調査）の第1回目（5月下旬～6月上旬）でクビアカツヤカミキリの幼虫によるフラスが確認された木のうち必要な本数に対し、6月中旬～下旬をめどに樹幹注入を実施するものとする。
- (5) 通行者等に危険の無いよう、十分注意して行うこと。
- (6) 樹幹注入作業から数日経過後のフラス排出状況を目視により確認し、その結果を報告すること。なお、新たなフラス排出状況を確認しやすくするため、木の周りに蓄積したフラスや木に付着したフラスを除去しておくこと。
- (7) 第17条の巡視（追跡調査）において、薬剤噴霧・樹幹散布で対応が難しい木については、状況に応じて、樹幹注入を追加実施するものとする。
- (8) 樹幹注入実施前に対象木と実施日について監督員と協議を行うこととし、協議の結果、枯死状態と判断された木については樹幹注入処理の対象から除外することとする。
- (9) 前年に更新した毎木調査台帳及び毎木調査カルテに実施した樹幹注入の施工記録を追記する。

（記録簿のとりまとめ）

第21条 記録簿のとりまとめとは、本業務における第16条から第20条の業務について、業務毎に業務内容や実施日等を記録簿として個体毎に作成するものとする。

第3章 成果品

（成果品）

第22条 本業務における成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 業務完了報告書 | 1式 |
| (2) 毎木調査カルテ（経緯報告含む） | 1式 |
| (3) 毎木調査台帳 | 1式 |
| (4) 記録簿 | 1式 |
| (5) (2)から(4)の電子データ | 1式 |

（納入場所）

第23条 本業務成果品の納入場所は、木曽岬町役場産業課とする。

木曾岬町 鍋田川堤桜並木 樹木診断カルテ（様式）

エリア	樹木番号	樹木名
		サクラ
危険度判定	保全・処置区分	

調査日時 _____

調査者 _____

形状寸法	樹高 H (m)		幹周 C (m)			形状		クビアカツヤカミキリ被害 注入実績				
								2022	2023	2024	2025	2026
健全度診断 項目	健全度	A	B	C	D	E	備考					
	問題点	腐朽	枯枝	競合	病害	虫害						
危険度診断 項目	幹・枝	枯損	傷	腐朽	開口部	打音異常	キノコ	入り皮	揺れ			
	地際部	傷	腐朽	開口部	打音異常	キノコ	入り皮	揺れ	根返り			
危険要因 所見												
保全・処置 要因 所見												
現況写真												